

# 朋友だより

朋友だより 130号をお届けします。

「戦後責任」という言葉をはじめて知りました。21世紀、私達にとってアジア諸国の人達との共存共栄は不可欠のものです。先人が行った事実を正面から向き合い、アジアの人達と真の友好の道を歩みたいものです。

2014年10月

(有)コンサルタント朋友  
代表取締役 奥長弘三



## 『戦後責任—アジアのまなざしに込めて』を読む



### 戦後責任とは

内海愛子、大沼保昭、田中広、加藤陽子共著『戦後責任—アジアのまなざしに込めて』(岩波書店 2014 年)を読みました。内容をご紹介します。殆どが同書からの抜書きですが、主要なテーマごとに発言を整理し、読者のご理解に供します。

本書の性格について、表紙の言葉は次の様に述べています。

21 世紀の日本がアジアの人々とともに生きていくためには、今なお清算されない戦争と植民地支配の責任に向き合わなければならない。60 年代以降、アジアの被害当事者たちの声に込めて「戦後責任」= 日本社会の不正義の問題に、市民として、学者として取り組んできたパイオニア三人と気鋭の現代史家が、日本の未来をかけて語り合う。

戦後責任とは次の様に定義されています。

植民地支配や中国への戦争責任を含め、先人がやった事実に向き合い、それを支えるもの一脱亜入欧信仰、非欧米の人々への差別感—が自分達の日常生活の中にいまだに息づいている。それを抉り出してひとつひとつ当事者とともに変えていこうというもの(P.166)

戦後責任は、これからアジアで生きていくものとしては避けて通れません。現在の問題、自分の問題として捉えたいと思います。

日本の戦後体制の骨格を決めたものは東京裁判(1946 年 5 月～48 年 11 月)と 1951 年 9 月 8 日締結されたサンフランシスコ平和条約(以下サ条約)です。

### 東京裁判はアジアでの戦争犯罪を裁いていない

日本の侵略戦争では、日本軍の兵士たちが敵の兵士に対して犯した戦争犯罪よりも、アジアの一般市民に対する戦争犯罪のほうが多いはずですが。にもかかわらず、米英などの主要連合国は自国の捕虜の問題に関心を集中させた。(中略)アジアの一般市民に対する日本軍兵士による実に多くの戦

争法違反、戦争犯罪があって、それを十分裁かれないまま終わってしまっている。その恨みがアジア諸国には残っている。(P.40)

朝鮮、台湾の植民地支配が審理から外されたため、植民地における日本の犯罪は取り上げられていない。(P.38)

戦後責任という視点から見ると、東京裁判は、厳密に言えば、アジアに対する日本の戦争犯罪を裁いたのではないという見方がある。(P.39)

今日に至るまで、東京裁判や戦争責任において、一般国民がきっちり読める研究が十分育っていないことが大きな問題だと思う。(P.54)

### サ条約をめぐるかけひき

大韓民国が平和条約の調印国になることが、在日朝鮮人が「連合国の国民」の地位を得ることによる治安上の問題、そして財産権の問題があった。その為、ダレスが当惑するほど強硬に吉田首相は大韓民国の講和会議への参加に反対した。(中略)連合国の植民地だったフィリピンやインドネシアは講話会議に参加している。中国本土を支配する中華人民共和国でなく、台湾の中華民国を中国代表として参加させたいアメリカ、大韓民国を参加させたくない日本。このように調印国がどのような基準で選ばれたのか、また排除されたのか。(P.69)

日本政府は中国本土を支配する中華人民共和国政府とちゃんと講和したいと思い、ずいぶん努力したけど、大陸中国の共産化に強く反発した米國がそれを許さなかった。日本は米國の対ソ戦略、対中戦略の中で動くしかなかった。(P.79)

当時英国が承認していた中華人民共和国を条約から排除することに英国と英連邦を同調させるために、英国が強く反対していた韓国のサ条約への参加を認めないことにした。植民地であった国の講和への参加は、英国が第二次大戦後も維持しようとしている植民地体制の崩壊につながりかねないとして英国が忌避したから。それが結果的には中華人民共和国だけでなく、大韓民国も朝鮮民主主義人民共和国も条約から排除することになった。(P.81)

単独講和か全面講和かの議論は盛んでも、植民地支配や占領に対して、日本はどのような賠償・補償をするかという認識はきわめて薄かった。(P.73)

## 賠償をめぐる問題

中国側の動機がどうであれ、結果として多くの日本国民は、まず米国の対日政策の転換で厳しい戦争責任の追求から免れることになり、さらに中国による戦争賠償放棄で戦争責任追究から免れることになった。本来、最も強く日本の責任を追及するはずの二つの国からいいよと言われてしまって、それに甘えてしまったという結果になった。日本とドイツの戦争責任への姿勢の違いがよく話題になりますが、このように米中の厳しい責任追究を免れた日本と違い、「ユダヤ人大量虐殺」という原罪を背負ったドイツは自分が悪かったと言わないと戦後の世界で生きてこれなかった。(P.50)

何故、原則的に無賠償の条約が調印されたのか。そこに冷戦構造の中でのアメリカの強力なヘゲモニーがある。ダレスはこの方針に強硬に反対したフィリピン、オーストラリアを訪問し、彼らの強烈な反日を思い知らされる。(P.73)

## 在日韓国・朝鮮人が強いられた差別

サ条約は国際条項(国籍選択権)を欠いています。これが在日韓国・朝鮮人に困難をもたらします。当時の日本政府は彼らを治安対象者としてしか見ていません。

在日韓国・朝鮮人への差別は、戦後責任を考える上で避けることができない問題です。

戦前の大日本帝国の国民だった在日韓国・朝鮮人は、平和条約が発効する前日の1952年4月27日までは日本国民でした。それが民事局長通達という行政府の一局長の一片の通達で一夜にして国籍を奪われ、50万人の「外国人」集団にされてしまった。外国人なら当然持っているはずのパスポートもなしに、日本に外国人として居住し続けるわけです。それを当時の日本政府も、学者も知識人も、裁判官も在日朝鮮人の指導層も、まったく怪しまないで、いつのまにか「当然」のように外国人の人権問題だと思いついてしまった。この異様さ。(P.66)

在日韓国・朝鮮人は、当時日本社会で強固だった差別と偏見の下で、公営住宅に入居できない、銀行や国民金融公庫から融資を受けられないというように、日々の日常生活を送るなかで具体的な被害や不利益を受けていた。(P.105)

国際人権規約(1979年)と難民条約の批准(1981年)は、在日韓国・朝鮮人をはじめとする定住外国人の処遇にも大きなインパクトを与えた。定住外国人の権利を制限していた多くの国内法がこれをきっかけに改正を余儀なくされた。(中略)1999年、外国人登録法が改正されて指紋押捺制度撤廃された。あれは日本の市民社会、その運動のひとつの

大きな達成ですね。(P.106)

## 慰安婦問題

慰安婦問題が大きく取り上げられるのは91年になってからです。

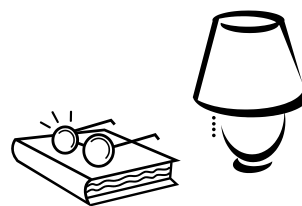
91年ボスニアで悲惨な「民族浄化」の問題が出てくる。この年に韓国で金学順さんが名乗り出て、元「慰安婦」の問題が新しい展開になった年です。(P.198)

著者の一人、大沼保昭氏はこの問題に取り組み、一つの解決法として官民共同で「アジア女性基金」の設立に関わります。その大沼氏の発言です。

法的安定性だけが唯一の価値ではない。「慰安婦」制度のように人間の尊厳を根源から傷つけるような問題が明らかになったとき、既存の法的枠組みを超えるかたちで問題に取り組み、しかもそうした例外の野放図な拡大を如何に抑えるかこそ、優秀な官僚たちが総力をあげて学者やNGOと共に考えるべきこと。ところが政府、具体的には多くの官僚は、既存の枠組みは全く変えないで、基金を自分たちの下請けとして利用しようとした。しかも、こうしたギリギリの線で政府と市民がともに公共性を担う組織として創られたアジア女性基金の意義と活動を、メディアを通して発信しようとしなくて、ひたすら批判から身を隠そう、逃げようとした。情けなかった。(P.211)

慰安婦問題で見られた新しい状況に対応しようしない政府の硬直的態度は大沼氏ならずとも情けないと思います。

日本の政権党の中に、今もってアジアでの過去の犯罪を認めようしない人達があります。このようなことでは、これからのアジアと付き合いけません。戦後責任に真剣に向き合うことが求められます。



## 脱亜入欧信仰、非欧米の人々への差別感の原点

本文で取り上げた「脱亜入欧信仰、非欧米の人々への差別感」に関連して、網野善彦著『日本社会の歴史(上)、(中)、(下)』(岩波新書 1997年4月～12月)の最終章、第12章 展望のところで、次の様に述べています。若干長いですが引用します。

(明治政府は)各方面の改革を進め、幕府時代の旧制度を「一新」し、欧米の制度、学問、技術、文化をきわめて積極的に取り入れて「文明開化」への道を突き進む。(中略)

しかし、事実在即してみると、この国家は、経済的には長い列島社会の歴史の中で蓄積されてきた高度な手工業の技術、生産方法、あるいは商業・信用経済の極度の発達した実態を継承し、また高いレベルの読み書き算盤の能力を持つ一般市民の広大な基盤に支えられて、はじめて存立、発展しえたものであり、もとよりすべてが「一新」されたわけでは決してなかった。(中略)

にも関わらず、この政府は「士農工商」の身分制度にもとづく「封建制度」の時代として、江戸時代を全面的に否定し、欧米の諸制度を全力をあげて受容した。これは対外的には「脱亜入欧」という姿勢としてあらわれるが、明治後期以降、軌道にのった近代的学問の主流も、また江戸時代に蓄積された学問を切り落とすところから出発したのである。(中略)

明治以降、憲法制定にいたる過程と、さらにそれ以降の国家的な教育のなかで、この国家の指導層はきわめて偏り、また誤りにみちた「日本国」「日本人」の像を日本人自身の意識のなかに徹底的に刷りこんでいった。(下巻 P.150～152)

これはさきの「大和民族」の優越意識と結びついて、長い歴史と独自の文化を持つアイヌや琉球、さらに植民地とした台湾、南樺太、朝鮮半島等の人びとの固有の言語を否定して日本語の使用を強制し、日本風の姓名を名のらせて戸籍に載せた上で、天皇への忠誠(皇民化)、崇拜を強要して恬然たる驚くべき無神経な姿勢とまったく共通しており、それが第二次世界大戦—太平洋戦争を通じてはかり知れない苦痛をアジアの多くの人びとに与えた事実を、われわれははっきりと認識しておく必要がある。(下巻 P.155～156)

同書を読むと、室町、江戸時代に中小自営業が実に豊かに発展していたことがよくわかります。私達の日本という国の歴史を今一度勉強しなおす必要を痛感しているところです。

～\*あとがき ～\*

朋友だより130号をお届けいたします。

9月27日の御嶽山噴火は戦後最悪の火山災害となり多くの犠牲者を出してしまいました。秋の行楽シーズンの錦織りなす山が一転、火山灰に覆い尽くされました。3.11を思い出させるような恐ろしい地獄絵を見る様でした。困難を極める不明者の捜索が続いた中、10月16日に断腸の思いで来春の再開を検討するという事で打ち切られました。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。その後も日本が火山列島だとの兆候が目立ちます。地震の報道も多くなっているように感じます。このような中、多くの国民の反対の声がある原発の再稼働への動きは私には全く理解できません。  
(野上)



# 朋友

有限会社 コンサルタント朋友

〒113-0022 東京都文京区千駄木 3-36-11

千駄木センチュリー21 602号

TEL. 03-5815-3021 FAX. 03-5815-3022

e-mail foryou91@tokyo.email.ne.jp

URL:<http://www.consultant-hoyu.co.jp>